

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.188

【共通】問1 次の建築物を建築しようとする場合、建築基準法令上、必ずしも建築基準法第6条又は第6条の2に基づく確認を受ける必要がないものを1つ選びなさい。ただし、これらの建築物は、互いに他の要件には適合しないものとする。

- (1) 建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの
- (2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- (3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- (4) 都市計画区域内(都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く)における建築物

【消防用設備等】問1 防火対象物の地階で地下街と一体を成すものに係る消防用設備等の設置に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) その地階を地下街の部分であるとみなすことができるとされている防火対象物は、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ又は(10)項イに限られている。
- (2) 防火対象物の地階が地下街の部分であるとみなされるには、当該部分が地下街と一体を成すものとして消防長又は消防署長に指定されることが必要である。
- (3) 地下街に対するスプリンクラー設備の設置の要否の判断は、防火対象物の地階で消防法施行令第9条の2に基づき地下街の部分であるとみなされたものがある時は、その床面積を地下街の床面積に合算して算定しなければならない。
- (4) 地下街には延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務があるため、消防法施行令第9条の2に基づき地下街と部分であるとみなされた防火対象物の地階部分にも、当該部分の延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務がある。

【消防用設備等】問2 非常ベルの音響装置に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90デシベル以上であること。
- (2) ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあっては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

(3) 遊技場で、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

(4) 各階ごとに、その階の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。

【防火査察】問1 消防法(以下「法」という。)第4条及び第4条の2に基づく立入検査等に関する次の記述のうち、適当なものはいずれか。

- (1) 消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の消防団長は、火災予防のため特に必要があるときは、法第4条の2第1項に基づき消防団員に直接命令して立入検査を実施させることができる。
- (2) 法第4条の2第1項に基づき実施する消防団員による立入検査については、法第4条の消防職員による立入検査とは異なり、関係のある者から請求があった場合における証票の提示義務はない。
- (3) 法第4条の2第1項に基づき消防署長が、消防団員をして立入検査させる場合には、消防団長に立入検査の日時、場所その他の大綱を指示し、消防団長を通じて、消防団員に立入検査をさせるべきである。
- (4) 消防署長その他の消防吏員は、火災予防のために必要があるときは、法第4条第1項に基づき防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対し、防火対象物の位置、構造、設備等に関する図面等の資料の提出を命じることができる。

【防火査察】問2 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、適当なものはいずれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項による防火対象物点検等の特例認定を受けた防火対象物の立入検査を実施した際、避難階段に大量のダンボール等が存置されていることを確認したので、同法第6項による特例認定の取消しをするための事前手続として聴聞を実施することとした。
- (2) 法第5条の3第2項に基づく措置(略式の代執行)の措置権者は、法第5条の3第1項による物件の除去命令等と同じであり、消防長、消防署長その他の消防吏員又は消防本部を置かない市町村の市町村長である。
- (3) 法第17条の3の3に基づき消防用設備等の点検を実施していない者に対する違反処理は、規定違反に対する直接の罰則規定である法第44条11号を適用するため、告発をもって対応

予防技術検定模擬テスト解答

【共通】

問1 答 (1)

解説 本問は、いわゆる建築確認の対象を問うたものである。建築確認の対象となる建築物は、建築基準法第6条第1項各号に列記されているものが基本である。

選択肢(1)~(3)は同項第一号から第三号になっているが、(1)については、令和元年6月25日以降、「…床面積の合計が200㎡を超えるもの」と緩和されているため、(1)に該当する建築物は、必ずしも建築確認の対象とはならない。

(4)は同項第四号(同項第一号から第四号までのいずれにも該当しない戸建て住宅などの小規模な建築物)に該当する建築物が都市計画区域内に建築される場合についての設問である。

本問は、「建築」に限定しているが、増築、改築、模様替えなどの場合には、さらに様々な条件が付加されるため、注意しなければならない。

消防同意は、これらのうち、防火地域及び準防火地域以外の区域内における戸建て住宅以外のものが対象となる(消防法第7条)。

【消防用設備等】

問1 答 (4)

解説 本問は、地下街と一体を成すとみなされる防火対象物の地階に係る消防法施行令第9条の2の理解度を問うたものである。

消防法施行令第9条の2は、昭和49年7月の政令改正で新たに定められた規定である。当時、地下街の火災危険が大きな社会問題となっていたが、地下街は政令別表第1に特段の既定がなく(16)項イの地下部分という位置づけだったため、地下街に対して特別にスプリンクラー設備等の設置規制を厳しくすることができなかった。このため、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機とした一連の改正の一環として、政令別表第1に(16の2)項を新設するとともに、これと一体を成すと考えられる防火対象物の地階にも、地下街同様の厳しい規制を課すことができるよう、本条が新設された。

この時、地下街については、消火器具の面積要件の撤廃や、スプリンクラー設備を延べ面積1,000㎡以上のものに義務づけるなどの規制強化も同時に行われた(参考「消防法令改正経過検索システム」東京理科大学火災科学研究所HP)。

選択肢(1)~(3)は、消防法施行令第9条の2により正しい。

消火器具には消防法施行令第9条の2の規定の適用がないため、地下街と一体を成すとみなされる防火対象物の地階部分であっても、消防法施行令第10条に基づき消火器具の設置の要否を判断することになることから、選択肢(4)は誤りである。

問2 答 (3)

解説 消防法施行規則25条の2は、昭和40年代前半に高層建築物の時代が始まり、消防法8条の2に高層建築物の定義が定められ(昭和43年6月)、高層建築物に放送設備の設置が義務づけられた(昭和44年3月)際に、非常警報設備・器具の技術上の基準の細目を定めるために制定された(昭和44年3月)ものである。

(1) 消防法施行規則第25条の2第2項一イイ。非常ベルの音響装置の音の大きさに関する基準は、制定当初は音量で表され、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90ホン以上とされていたが、昭和57年に音圧で表すように改正された。

(2) 同号イロ。この規定は、新宿歌舞伎町雑居ビル火災(平成13年9月)を契機とした一連の改正の一環として追加されたものである。当初は特定一階段等防火対象物のダンスホールやカラオケボックス等に限定した規制だったが、宝塚市のカラオケボックスの火災(平成19年1月)を契機として、平成20年7月に政令別表第1に(2)項ニが追加され、同時に特定一階段等防火対象物以外のものに存するダンスホールやカラオケボックス等にもこの規定が適用されることになった。

(3) 同号イイ。この規定は、大阪個室ビデオ店放火火災(平成20年10月)を契機として平成21年9月に追加されたものである。対象は消防法施行令別表第1(2)項ニ並びに(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項の(2)項ニ部分に掲げる防火対象物に限定されており、遊技場((2)項ロ)は含まれていないため、誤り。

(4) 同号ハ。この規定の内容は、昭和44年3月の制定時から変わっていない(参考「消防法令改正経過検索システム」東京理科大学火災科学研究所HP)。

【防火査察】

問1 答 (3)

解説 (1) 法第4条の2第1項により消防団員に立入検査を実施させることができる主体は、消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の市町村長であるので、不適当。

(2) 法第4条の2第2項により法第4条の消防職員同様、関係のある者から請求があった場合には、証票の提示義務があるので、不適当。

(3) 法第4条の2第1項及び逐条解説消防法により適當。

(4) 法第4条第1項により消防対象物の関係者に対し資料の提出を命じることができる主体は、消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の市町村長であるので、不適当。

問2 答 (1)

解説 (1) 法第8条の2の3第6項及び違反処理マニュアルにより適當。

(2) 法第5条の3第2項の措置権者は、消防長、消防署